

時事ネタ WATCH

中高年MSMと暮らし



LGBT理解増進法が成立

理解「抑制」法だったと言われぬために

●LGBT理解増進法が成立！

(前号から)この二年間も国会に提出されず、店ざらしになっていた「LGBT理解増進法」も、超党派議員連は、G7広島サミット(五月一九日〜二十一日)までに成立を目指す方針だと言います。G7諸国の中で同性婚やLGBTに関する法律が全くないのは日本だけということ

とで、国際的にちょっと恥ずかしいということなのではないでしょうか。広島サミットはちょうど本誌が発刊される頃ですが、どうなっているのでしょうか。

と書いたのが、ちょうど三ヶ月前。その後、案の定(?)自民党内の保守派議員の抵抗は根強く、サミット前の法律成立はかないませんでした。

それどころか、与党自民党は、二年前の超党派議員連の法案を「差別は許されない」を「不当な差別はあってはならない」等と修正した上で独自に提出。反発した立憲民主党等は超党派案を提出し、日本維新の会・国民民主党も独自に法案を提出するという異例

の三つ巴となりました。

更に、国会の終盤で、突如、自民党が維新・国民と修正案を協議し、維新・国民案をほぼ丸呑みし、法案を可決という錯綜した展開を経ました。

結果、「性自認」↓「性同一性」↓「ジェンダーアイデンティティ」と、一転二転し、一体何やねん、という感も。(背後には、保守派の「トランスジェンダーを自称した男性が女子トイレに侵入したらどうするのか?」との煽りがあると思われま

す。最も批判が集まったのが、第十二条の「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができる」という「留意事項」です。

マイノリティの権利保障の法律の善なのに「全ての国民が安心」って…これでは理解増進ではなく理解抑制ではないか、という声すらも。とはいえ、法律は一応できた

訳です。正式名称は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。

の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにする

とともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。」

「基本計画」が策定され(第八条)、「相談体制の整備」(第十条)が進められます。その過程を、「理解抑制」法だったと言われぬために、十分監視していく必要があると思われま

刑法改正

「強制性交等罪」から「不同意性交等罪」へ



同じ国会で、刑法の改正案も成立しました。三橋順子さんは、「理解増進法などよりもこちらが重要」と評していましたので、こちらも少しご紹介します。

本誌二十二号でも取り上げましたが、二〇二七年、刑法の「強姦罪」が「強制性交等罪」に改正されました。これにより、「強姦」という「男↓女」という構図は崩され、対象が「男↓男」等にも広がりました。

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあつたこと。
- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあつたこと。

ること。

- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
 - 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
 - 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあつたこと。
 - 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- もちろん、男性間の「不同意性交」にも法の適用は及びますので、ご注意を。
- (ちょうど、ジャーニーズ事務所の創業者の性加害が広く報道されているのも、一種の天啓なのでしょう)